

条 例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十八号

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表埼玉県立小児医療センターの項中「婦人科」を「産婦人科」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

別表短期入所の項を削る。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項の表の改正規定は、公布の日から施行する。